

暴力団排除条項の導入に伴う貸金庫規定の改正について

日本海信用金庫

当金庫では、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断のための取組みを推進しております。

その取組みの一環として、平成26年9月22日より貸金庫についての規定を改正いたしました。

暴力団排除条項とは、貸金庫の借主（またはこれから貸金庫取引を開始しようとする者）等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当金庫の判断により契約をお断りまたは解約させていただくことを定めた条項です。

改正後の新規定は、改正前よりお取引いただいているお客様に対しても適用させていただきます。

改正内容の詳細については、以下の新旧対照表のとおりです。

【貸金庫規定】新旧対照表

(下線部分が改正箇所：改正箇所のみ抜粋)

改正後	改正前
<p><u>第10条（反社会的勢力との取引拒絶）</u> この貸金庫は、<u>第11条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとし</u>ます。</p> <p><u>第11条（解約等）</u> (1)～(2) <省略> (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、<u>当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をす</u>たうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、<u>当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払って</u>ください。 ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②借主または代理人が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> A. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> ③借主または代理人が、<u>自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</u> A. <u>暴力的な要求行為</u></p>	<p><追加></p> <p><u>第10条（解約等）</u> (1)～(2) <省略> <追加></p>

改正後	改正前
<p><u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>E. その他本号AからDに準ずる行為</u></p> <p>(4)前2項、3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5)第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(6) <省略></p>	<p>(3)前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(4)第1項または第2項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(5) <省略></p>
<p><u>第12条</u>（貸金庫の修繕、移転等） <省略></p>	<p><u>第11条</u>（貸金庫の修繕、移転等） <省略></p>
<p><u>第13条</u>（緊急措置） <省略></p>	<p><u>第12条</u>（緊急措置） <省略></p>
<p><u>第14条</u>（譲渡、転貸等の禁止） <省略></p>	<p><u>第13条</u>（譲渡、転貸等の禁止） <省略></p>
<p><u>第15条</u>（保証人） <省略></p>	<p><u>第14条</u>（保証人） <省略></p>

以上